

議案第 89 号

沼田市印鑑条例の一部を改正する条例について

沼田市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市印鑑条例の一部を改正する条例

沼田市印鑑条例（昭和 5 1 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 1 4 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 2 月 2 2 日から施行する。

（適用区分）

- 2 第 6 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする改正規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る印鑑の登録について適用し、同日前の申請に係る印鑑の登録については、なお従前の例による。